

# 灘崎荘在宅介護支援センター 「居宅介護支援事業」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
介護保険事業所番号 3372500029

当事業所はご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

《説明者》 職名 ケアマネジャー  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

## ☆居宅介護支援とは

ご利用が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご利用者の心身の状況やご利用者とその家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成します。
- ご利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービスの計画を変更します。

※当サービスの利用は原則として要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。  
要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## 1. 事業者

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 翔洋会       |
| (2) 法人所在地 | 岡山県岡山市南区彦崎2300番地 |
| (3) 電話番号  | 086-362-5050     |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 松山 正春        |
| (5) 設立年月  | 平成4年9月7日         |

## 2. 事業所の概要

- |                   |   |
|-------------------|---|
| (1) 事業所の種類        | 指定居宅介護支援事業所   |
| (2) 事業の目的         | 灘崎荘在宅介護支援センターが行う居宅介護支援事業は、介護保険法の理念に基づきご利用者とその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。  |
| (3) 事業所の名称        | 灘崎荘在宅介護支援センター   |
| (4) 事業所の所在地       | 岡山県岡山市南区彦崎2300番地  |
| (5) 電話番号          | 086-363-0588  |
| (6) 管理者氏名         | 藤井郁子  |
| (7) 当事業所の運営方針     | 1)ご利用者が要介護状態等となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るように配慮して行うものとする。<br>2)ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが施設等の多様なサービスを多様な事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供するように配慮し努めるものとする。<br>3)ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ち、ご利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏する事のないよう公正、中立に行うものとする。<br>4)事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努めます。 |
| (8) 開所年月          | 平成12年4月1日   |
| (9) 事業所が行っている他の業務 | 当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。  |
|                   | 介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム灘崎荘(定員80名)  |
|                   | 短期入所生活介護事業 特別養護老人ホーム灘崎荘(定員10名)  |
|                   | 通所介護事業 灘崎荘通所介護事業所(定員30名)  |

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 岡山市(南区、北区(岡輝中学校区のみ))、倉敷市(多津美・東陽・福田・郷内の4中学校区)、玉野市(荘内・八浜の2中学校区)、早島町を対象とします。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日(国民の祝日、12/29～1/3を除く)
受付時間	月～金曜日:午前8時30分～午後5時00分
サービス提供時間	月～金曜日:午前8時30分～午後5時00分

### 4. 職員の勤務体制

当事業所では、ご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(主な職員の配置状況) ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	勤 務 時 間
1. 事業所長(管理者)	1名	月～金曜日:午前8時30分～午後5時00分
2. 介護支援専門員	2名以上 (管理者兼務職員を含む)	月～金曜日:午前8時30分～午後5時00分

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについては、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご利用者の利用料負担はありません。

(サービスの内容)

(1) 居宅サービス計画の作成

ご利用者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

(居宅サービス計画の作成の流れ)

- ① 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- ② 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、ご利用者又はその家族は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。また指定居宅サービス事業者の選定理由の説明を求める事ができます。事業者は当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご利用者又はその家族等に対して提供して、ご利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 前6ヵ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び前6ヵ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合を説明します。
- ④ 介護支援専門員は、ご利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑤ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等についてご利用者及びその家族等に対して説明し、ご利用者の同意を得た上で決定するものとします。

(2) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。
- ・ご利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう依頼します。

(3) 居宅サービス計画の変更

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(4) 介護保険施設への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営む事が困難になったと認められる場合又はご利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

〈サービスの利用料金〉

(1) 居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業所が法律の規定に基づいて、告示の通り介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご利用者の自己負担はありません。

(2) 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、実費を頂きます。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- |                                |      |
|--------------------------------|------|
| (イ) 通常の事業の実施地域を越えて、片道5キロメートル未満 | 200円 |
| (ロ) 通常の事業の実施地域を越えて、片道5キロメートル以上 | 400円 |

## 6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスの提供を行う介護支援専門員  
サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合には、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

## 7. 秘密保持

灘崎荘在宅介護支援センター居宅介護支援事業の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなく、その業務上知りえたご利用者又はその家族等の秘密を漏らしません。  
また、その秘密保持のために必要な措置を講じます。

## 8. 事故発生時における対応方法

- (1) ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、ご利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、誠意を持って対応し、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故が生じた際には、再発を防ぐための対策を講じます。

## 9. 虐待防止のための措置に関する事項

(1) 事業所は、ご利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、次の措置を講じます。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定
- ② 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

(2) 事業所は、指定居宅介護支援の提供に当たり、当該事業所及び居宅サービス事業所の従業員又は擁護者(ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

## 10. 成年後見人制度の活用支援

事業所は、適正な契約手続等を行うため、必要に応じ成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるよう支援を行います。

## 11. 苦情解決体制の整備

- (1) 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係るご利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、指定居宅介護支援の提供に関し、介護保険法(平成9年法律第123号)第23条の規定より市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- (3) 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係るご利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

《当事業所における苦情受付窓口》

☆苦情解決責任者	管理者	藤井郁子
☆苦情受付担当者	在宅介護支援センター職員	岡本晶子
	在宅介護支援センター職員	真屋和江

受付時間	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分
連絡先	住所 岡山県岡山市南区彦崎2300
	電話 086-363-0588 または 086-362-5050

《第三者委員》 法務省人権擁護委員 阿部和美 連絡先電話 086-362-1387  
 法務省人権擁護委員 多田野正史 連絡先電話 086-362-0695

《行政機関その他苦情受付機関》

岡山市 事業者指導課	岡山市北区大供3-1-18	電話086-212-1012
岡山市介護保険課	岡山市北区鹿田町1-1-1	電話086-803-1240
国民健康保険団体連合会	岡山市北区桑田町17-5	電話086-223-8811
岡山県社会福祉協議会 運営適正化委員会	岡山市北区南方2-13-1	電話086-226-9400
倉敷市 介護保険課	倉敷市西中新田640	電話086-426-3343
玉野市 介護保険課	玉野市宇野1-27-1	電話0863-32-5534
早島町健康福祉課	都窪郡早島町大字前潟360-1	電話086-482-2483

附 則

この重要事項説明書は平成26年4月1日より施行する。  
 この重要事項説明書は平成29年1月1日より施行する。  
 この重要事項説明書は平成29年8月1日より施行する。  
 この重要事項説明書は平成30年4月1日より施行する。  
 この重要事項説明書は令和3年4月1日より施行する。  
 この重要事項説明書は令和3年8月1日より施行する。  
 この重要事項説明書は令和4年9月1日より施行する。  
 この重要事項説明書は令和6年9月6日より施行する。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に  
 基づいて重要事項の説明をいたしました。

(事業者) 住 所 岡山市南区彦崎2300  
 名 称 灘崎荘在宅介護支援センター  
 代表者 社会福祉法人翔洋会  
 理事長 松山正春 (印)

契約書及び本書面により、事業者から指定居宅介護支援サービスにかかる重要事項  
 についての説明を受け、同意いたしました。

(利用者)  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

(代理人)  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

(続柄 )